

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

宮崎県準備委員会

第1回全国障害者スポーツ大会専門委員会

期 日 令和元年12月16日(月)
時 間 午後1時30分から午後3時まで
場 所 宮崎観光ホテル西館8階
ブリリアントホール

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 委員長・副委員長の紹介

5 説明・報告事項

- (1) 全国障害者スポーツ大会と国民スポーツ大会の概要
- (2) 宮崎県準備委員会準備経過
- (3) 宮崎県準備委員会決定事項

6 議 事

「第81回国民スポーツ大会開催準備総合計画」に追加する全国障害者スポーツ大会専門委員会に関する事項(案)

7 その他

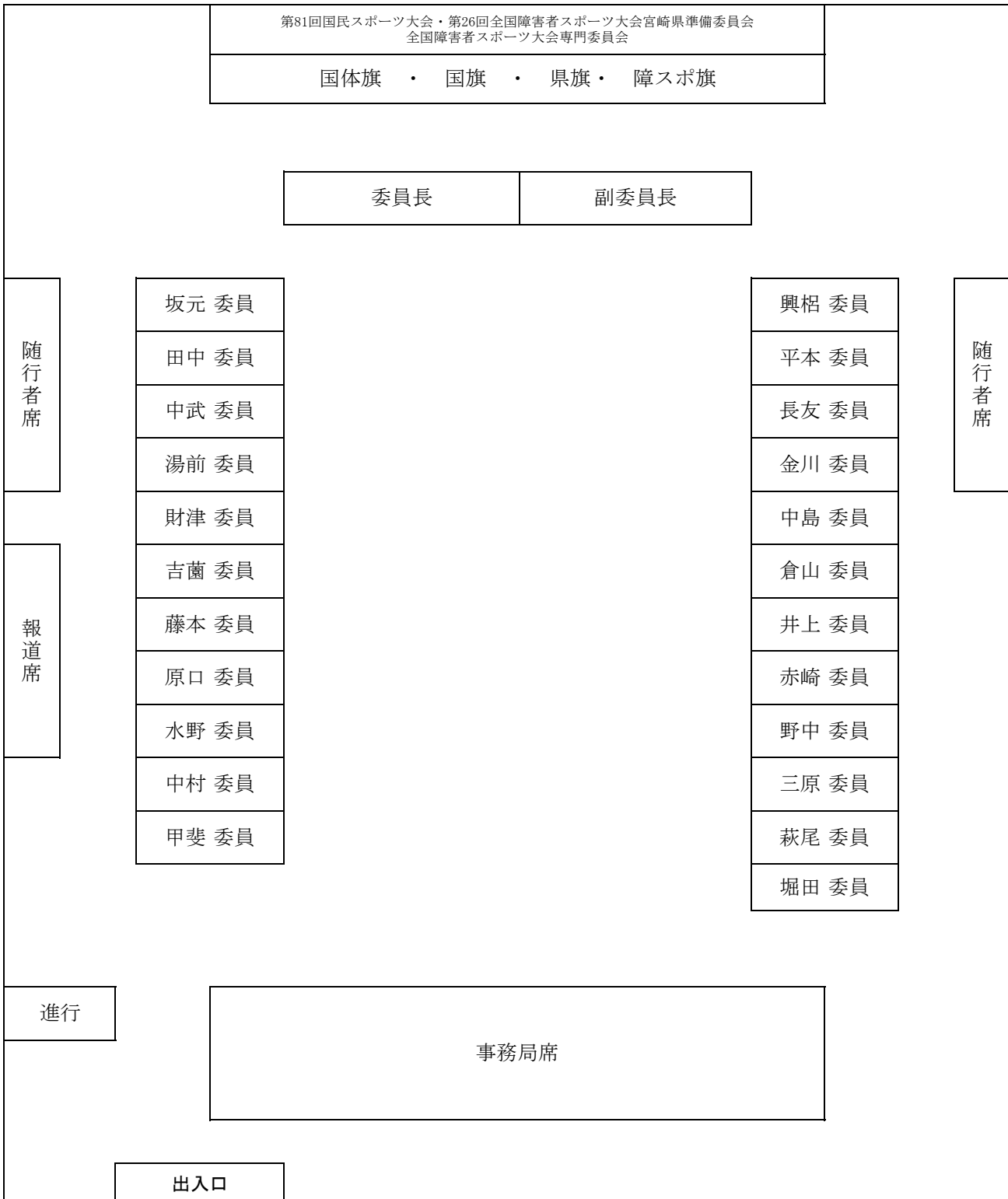
第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本構想構成

8 閉 会

**第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会
第1回全国障害者スポーツ大会専門委員会**

期 日 令和元年12月16日(月)
 時 間 午後1時30分から午後3時まで
 場 所 宮崎観光ホテル西館8階
 プリリアントホール

座席図



第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会
全国障害者スポーツ大会専門委員会

【委員】

(順不同・敬称略)

区分	所属	役職	氏名
スポーツ	宮崎県障がい者スポーツ協会	常務理事兼事務局長	坂元 崇伸
	公益財団法人宮崎県体育協会	事務局次長	田中 裕久
	宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会	会長	中武 久美子
	一般財団法人宮崎陸上競技協会	副理事長	湯前 英則
	一般財団法人宮崎県水泳連盟	理事	財津 優
	宮崎県アーチェリー協会	理事長	眞方 佑輔
	宮崎県卓球協会	理事長	吉 蘭 孝雄
	宮崎県障害者卓球連盟	理事	山口 利信
	宮崎県障害者フライングディスク協会	理事	藤本 啓介
	宮崎県ボウリング連盟	理事長	原口 宏史
	宮崎県ポッチャ協会	事務局長	水野 啓三
	一般社団法人宮崎県バスケットボール協会	監事	中村 彰成
	宮崎県車椅子バスケットボール連盟	代表	甲斐 義喜
	宮崎県ソフトボール協会	理事長	平本 修
	宮崎県バレーボール協会	副理事長	長友 久夫
学校関係	一般社団法人宮崎県サッカー協会	常務理事兼 事業・広報委員会委員長	金川 敏洋
	宮崎県特別支援学校長会	副会長	中島 浩美
医療・福祉	公立大学法人宮崎県立看護大学	教授	串間 敦郎
	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	事務局次長兼人材研修部長	興 栢 寛治
	一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会	副会長	倉山 幸一
	一般社団法人宮崎県手をつなぐ育成会	副会長	井上 あけみ
	宮崎県精神保健福祉連絡協議会	事務局長	赤崎 圭一郎
	公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会	事務局長	野中 求
	社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会	理事	堀田 享志
市町村	宮崎県知的障害者施設協議会	会長	三原 基秀
	会場地市町村	※会場地決定後、就任予定	
県	教育庁特別支援教育課	課長	酒井 裕市
	教育庁スポーツ振興課	課長	萩尾 英司



第 8 1 回国民スポーツ大会・
第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
宮 崎 県 準 備 委 員 会



第 1 回全国障害者スポーツ大会専門委員会

【説明・報告事項】

令和元年 1 2 月 1 6 日（月）

宮崎観光ホテル西館 8 階ブリリアントホール

1 説明

- (1) 全国障害者スポーツ大会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- (2) 国民スポーツ大会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

2 報告

- (1) 宮崎県準備委員会準備経過・・・・・・・・・・・・・・・・ P 6
- (2) 宮崎県準備委員会決定事項
 - 宮崎県準備委員会会則・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8
 - 総会から常任委員会への委任事項・・・・・・・・ P 14
 - 専門委員会規程・・・・・・・・・・・・・・・・ P 15
 - 開催基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P 17
 - 会場地市町村選定基本方針・・・・・・・・ P 18
 - 会場地市町村選定基準・・・・・・・・ P 19
 - 競技役員等編成基本方針・・・・・・・・ P 21
 - 競技役員等養成基本方針・・・・・・・・ P 23
 - 広報基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ P 24
 - 広報基本計画・・・・・・・・・・・・・・・・ P 25
 - マスコットキャラクター・・・・・・・・ P 27

全国障害者スポーツ大会の概要

1 目的

障害のある選手が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深め、障害者の社会参加の推進に寄与することを目的とする。

2 大会の主催者

大会の主催者は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会（以下、「日障協」という。）、文部科学省、大会開催地の都道府県・指定都市及び市町村（指定都市を除く。）並びにその他の関係団体とする。なお、日障協及び文部科学省を総称して「中央主催者」、開催地における主催者を総称して「開催地主催者」とし、その開催地主催者の代表は、都道府県とする。

3 大会開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年1回開催し、都道府県の持ち回りとする。
- (2) 大会は、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、当該都道府県において3日間で開催する。
- (3) 大会の会期は、国民体育大会本大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- (4) 大会における競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体及び日障協登録競技団体等が主管する。
- (5) 大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

4 実施競技

実施競技は、別途定める「全国障害者スポーツ大会競技規則」（以下、「競技規則」という。）に定められた個人競技及び団体競技とし、団体競技は都道府県・指定都市対抗とする。

なお、全国障害者スポーツ大会競技規則に定められていない競技・種目であっても、広く障害者の間にスポーツを普及する観点から有効と認められるものについては、あらかじめ主催者間で協議のうえ「オープン競技」として実施することができる。

※ 上記1～4については、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱より抜粋

5 正式競技と参加選手数

	競技名	障害区分	H30 福井大会 総参加選手数	H30 福井県選手 団参加選手数
個人 競技 (七 競技)	陸上競技	身・知	1050 人	60 人
	水泳	身・知	287 人	17 人
	アーチェリー	身	62 人	3 人
	卓球 (STT 含む)	身・知・精	331 人	20 人
	フライングディスク	身・知	395 人	23 人
	ボウリング	知	162 人	11 人
	ボッチャ (R3 三重大会より導入)	身	※1	※2
団体 競技 (七 競技)	バスケットボール (男女別)	知	男子 7 チーム 82 人	男子 1 チーム 11 人
			女子 7 チーム 74 人	女子 1 チーム 12 人
	車いすバスケットボール	身	7 チーム 73 人	1 チーム 11 人
	ソフトボール	知	7 チーム 96 人	1 チーム 15 人
	グラウンドソフトボール	身	7 チーム 102 人	1 チーム 15 人
	バレーボール 身体・知的 (男女別) 精神 (男女混合)	身	男子 7 チーム 60 人	男子 1 チーム 9 人
			女子 7 チーム 63 人	女子 1 チーム 7 人
		知	男子 7 チーム 83 人	男子 1 チーム 12 人
			女子 7 チーム 67 人	女子 1 チーム 12 人
		精	7 チーム 79 人	1 チーム 12 人
サッカー	知	7 チーム 109 人	1 チーム 15 人	
フットベースボール	知	7 チーム 102 人	1 チーム 15 人	
合 計			3277 人	280 人

(注) 身：身体障がい者 知：知的障がい者 精：精神障がい者

※1 R3 三重大会：140人予定

※2 R3 三重大会：6人予定

6 オープン競技【過去5年間】

年度	大会	実施競技
R1	第19回茨城	卓球バレー（身・知・精）、車いすダンス（身） グラウンド・ゴルフ（身・知・精）、ブラインドテニス（身） ハンドアーチェリー（身・知） スポーツウエルネス吹矢（身・知・精）
H30	第18回福井	卓球バレー（身・知・精）・車いすテニス（身） ゲートボール（身）
H29	第17回愛媛	肢体障がい者ボウリング（身）、ブラインドテニス（身） 精神障がい者フットサル（精）
H28	第16回岩手	卓球バレー（身・知・精）・ビリヤード（身・知・精） ゲートボール（身・知・精）・ペタンク（身・知・精）
H27	第15回和歌山	卓球バレー（身・知・精）・車いすテニス（身）

※ H30 福井大会では、卓球バレー・車いすテニス・ゲートボールの3競技において、選手・監督の延べ人数 549 人が参加

7 H30 福井大会における主管団体

	競技名	競技運営主管団体
個人競技	陸上競技	一般財団法人福井陸上競技協会
	水泳	福井県水泳連盟
	アーチェリー	福井県アーチェリー協会
	卓球【STTを含む】	福井県卓球協会
	フライングディスク	福井県障害者フライングディスク協会
	ボウリング	福井県ボウリング連盟
	ボッチャ (R3 三重大会より導入)	※1
団体競技	バスケットボール	福井県バスケットボール協会
	車いすバスケットボール	
	ソフトボール	福井県ソフトボール協会
	グラウンドソフトボール	
	フットベースボール	
	バレーボール	福井県バレーボール協会
	サッカー	一般社団法人福井県サッカー協会

※1 R3 三重大会：みえボッチャ協会

本県における全国障害者スポーツ大会への派遣状況

1 選考

(1) 個人競技

5月に開催される宮崎県障がい者スポーツ大会に参加した選手の中から選考する。

(2) 団体競技

九州地区ブロック予選会に出場し優勝すれば、出場権を獲得する。

2 参加実績

年度	大会	参加者数(人)	メダル数(個)				団体競技 出場実績
			金	銀	銅	計	
R1	第19回茨城	台風19号の為大会中止					
H30	第18回福井	27	15	9	7	31	無
H29	第17回愛媛	24	10	6	6	22	無
H28	第16回岩手	26	17	9	10	36	無
H27	第15回和歌山	27	10	17	8	35	無

※ 令和元年の第19回茨城大会は、29人を代表選手として選考。
団体競技の出場は無し。

3 重点課題

ソフトボール、バレーボール(身体)、サッカー、フットベースボールの4つの団体競技においてチーム編成ができていない。

4 重点課題解決へ向けた現在の取組

令和元年9月に宮崎県障がい者スポーツ協会と特別支援学校との連携により、ソフトボールチームが発足。

国民スポーツ大会の概要

1 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

2 大会の主催者

- ・ 大会 (公財) 日本スポーツ協会、文部科学省、開催地都道府県
- ・ 競技会 (公財) 日本スポーツ協会加盟競技団体、会場地市町村

3 開催時期及び期間

令和8年9月中旬～10月中旬(この期間のうち11日間以内)

※ 会期は開催3年前(令和5年)までに日本スポーツ協会が中央競技団体及び開催県と協議して決定

4 実施競技(第81回大会)

- (1) 正式競技：37競技 ※冬季大会3競技(スキー、スケート、アイスホッケー)を除く。
陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、スポーツクライミング、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、トライアスロン、ボクシング
- (2) 特別競技：1競技
高等学校野球(硬式・軟式)
- (3) 公開競技：7競技
綱引、ゲートボール、武術太極拳、パワーリフティング、グラウンド・ゴルフ、バウンドテニス、エアロビック
- (4) デモンストレーションスポーツ
「正式競技」及び「公開競技」に該当しない競技団体の競技
日本スポーツ協会加盟(準加盟)団体以外の競技についても、「国民体育大会デモンストレーションスポーツ実施基準」に基づき、県と県競技団体との調整の上実施することができる。

5 参加者数【H30年度 福井国体実績】

選手・監督101,717人

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会準備経過

年 月 日	内 容
平成27年 1月14日	公益財団法人宮崎県体育協会（以下「県体協」という。）臨時理事会及び評議員会において、「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致」を決議
2月12日	県体協が県、県議会及び県教育委員会に「平成38年第81回国民体育大会の宮崎県開催招致要望書」を提出
2月25日	知事が第4回県議会定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致」を表明
3月13日	第4回県議会定例会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を全会一致で議決
3月16日	定例教育委員会において、「平成38年第81回国民体育大会及び第26回全国障害者スポーツ大会の宮崎県開催招致に関する決議」を議決
4月17日	知事が文部科学省に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」と「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出 知事が公益財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）に「平成38年第81回国民体育大会開催要望書」を、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に「平成38年第26回全国障害者スポーツ大会開催要望書」を提出
6月11日	日体協第1回国体委員会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出順序了解県」として承認
7月22日	日体協第3回理事会において、「平成38年第81回国民体育大会開催申請書提出県」として了解（宮崎県開催が内々定）
平成28年 4月 1日	宮崎県教育庁スポーツ振興課に国体準備担当を設置
平成29年 4月 1日	宮崎県教育庁に「国体・高校総体準備室」を設置
10月30日	第81回国民体育大会宮崎県準備委員会設立総会・第1回総会及び第1回常任委員会を開催
11月14日	第1回総務企画専門委員会及び第1回施設整備専門委員会を開催
11月17日	第1回競技運営専門委員会を開催

年 月 日	内 容
12月14日	第1回市町村担当者会議及び第1回競技団体担当者会議を開催
平成30年 4月 1日	宮崎県総合政策部に「国体準備課」を設置
5月22日	第2回総務企画専門委員会を開催
7月 9日	第2回常任委員会及び第2回総会を開催
7月24日	第1回広報・県民運動専門委員会を開催
7月31日	第2回市町村担当者会議及び第2回競技団体担当者会議を開催
10月29日	第3回総務企画専門委員会を開催
12月19日	第2回競技運営専門委員会及び第2回広報・県民運動専門委員会を開催
平成31年 1月31日	第3回常任委員会を開催
2月 6日	第4回総務企画専門委員会を開催
3月15日	第3回市町村担当者会議及び第3回競技団体担当者会議を開催
4月 1日	「国体準備課」を「国民スポーツ大会準備課」に改称
令和元年 5月30日	第5回総務企画専門委員会を開催
7月 1日	第4回常任委員会及び第3回総会を開催 「第81回国民体育大会宮崎県準備委員会」を「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会」に改称
7月 9日	第3回広報・県民運動専門委員会を開催
8月 2日	第1回開催基本構想策定検討部会を開催
8月28日	第4回市町村担当者会議及び第4回競技団体担当者会議を開催
11月12日	第6回総務企画専門委員会を開催

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第 2 条 準備委員会は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）を宮崎県において開催するために必要な準備を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 大会開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 大会における実施競技及び会場地市町村に関すること。
- (3) 大会開催に必要な施設・設備の整備計画に関すること。
- (4) 大会開催及び準備に係る経費に関すること。
- (5) 関係行政機関及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他大会を開催するために必要な準備に関すること。

第 2 章 組織

(構成)

第 4 条 準備委員会は、会長、委員及び監事をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱又は任命する。

- (1) 県及び市町村を代表する者
- (2) 県及び市町村の議会を代表する者
- (3) 関係競技団体その他関係機関・団体を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか大会開催の準備に関係のある者

(役員)

第 5 条 準備委員会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 8 名以内
- (3) 常任委員 60 名以内
- (4) 監 事 3 名以内

(役員を選任)

第 6 条 準備委員会の会長は、宮崎県知事をもって充てる。

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て委員のうちから会長が選任する。

3 監事は、総会の承認を得て会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第13条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱及び選任されたときから準備委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

(報酬)

第10条 会長、委員、監事、顧問及び参与の報酬は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第11条 準備委員会に、次の会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第12条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 大会の開催に必要な方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。

6 総会の議事は、出席委員(代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。)の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、委員長、副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長をもって充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議・決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項及び委任事項に関すること。

(3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会において準用する。

9 第8条の規定は、常任委員の任期等について準用する。

(専門委員会)

第14条 専門委員会は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。

3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第15条 会長は、総会及び常任委員会(以下「総会等」という。)を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務及び会計

(経費)

第17条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第18条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

2 準備委員会の財務及び会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散)

第21条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成29年10月30日から施行する。

(経過措置)

2 準備委員会の平成29年度における会計年度は、第19条第1項の規定にかかわらず、前項に定める日から、平成30年3月31日までとする。

附 則

この会則は、令和元年7月1日から施行する。

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会委員等一覧

(令和元年 7 月 1 日現在)

会 長 (1 名)	
知 事	

副 会 長 (8 名)	
県議会議長	
副知事 (2 名)	
県教育委員会教育長	
(公財) 県体育協会会長	
県市長会会長	
県町村会会長	
県障がい者スポーツ協会会長	

顧 問 (6 名)	
国会議員	衆議院議員 (4 名)
国会議員	参議院議員 (2 名)

参 与 (5 4 名)	
県 議 会	県議会議員 (3 2 名)
教育委員会	県教育委員会委員 (5 名)
報 道	(株) 朝日新聞社宮崎総局長、(株) 毎日新聞社宮崎支局長、(株) 読売新聞社西部本社宮崎支局長、(株) 西日本新聞社宮崎総局長
	(株) 南日本新聞社宮崎支局長、(株) 日本経済新聞社宮崎支局長、(一社) 共同通信社宮崎支局長、(株) 時事通信社宮崎支局長、(株) 宮崎日日新聞社社長
	(株) 夕刊デリー新聞社代表取締役社長、日本放送協会宮崎放送局長、(株) 宮崎放送代表取締役社長、(株) テレビ宮崎代表取締役社長
	(株) エフエム宮崎代表取締役社長、(株) ケーブルメディアワイワイ代表取締役社長、宮崎ケーブルテレビ株式会社代表取締役社長、BTV株式会社代表取締役

県 議 会 (6 名)	
副議長	○
総務政策常任委員会委員長	○
厚生常任委員会委員長	○
商工建設常任委員会委員長	○
環境農林水産常任委員会委員長	○
文教警察企業常任委員会委員長	○

県 (1 4 名)	
総合政策部長	○
総務部長	○
危機管理統括監	○
福祉保健部長	○
環境森林部長	○
商工観光労働部長	○
農政水産部長	○
県土整備部長	○
県警察本部長	○
県教育庁副教育長	○
企業局長	
病院局長	
県議会事務局長	
東京事務所長	

市 町 村 (3 0 名)	
県市議会議長会会長	○
県町村議会議長会会長	○
県市町村教育委員会連合会会長	○
県市町村教育長連絡協議会会長	○
2 6 市町村長	

国 (5 名)	
国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局長	
国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長	
宮崎海上保安部長	
宮崎地方気象台長	
自衛隊宮崎地方協力本部長	

警 備 ・ 消 防 (3 名)	
(公財) 県消防協会会長	
(公財) 県防犯協会連合会会長	
(一財) 県交通安全協会代表理事会長	

文 化 ・ 芸 術 (1 名)	
(公財) 県芸術文化協会会長	

学 校 関 係 (2 3 名)	
県県立学校長協会会長	○
県特別支援学校長会会長	○
県中学校校長会会長	○
県小学校校長会会長	○
県私立中学高等学校協会会長	○
県高等学校体育連盟会長	○
県中学校体育連盟会長	○
県小学校体育連盟会長	○
県内各 9 大学学長	
(独法) 都城工業高等専門学校校長	
(一社) 県専修学校各種学校連合会会長	
県国公立幼稚園・こども園長協会会長	
県幼稚園連合会会長	
(一社) 県保育連盟連合会理事長	
県認定こども園協会会長	

産 業 ・ 経 済 (1 4 名)	
(一社) 県商工会議所連合会会頭	○
県商工会連合会会長	○
県中小企業団体中央会会長	○
県経営者協会会長	○
宮崎経済同友会代表幹事	○
(公社) 日本青年会議所九州地区宮崎ブロック協議会会長	○
(一社) 県銀行協会代表幹事	
県信用金庫協会会長	
県農業協同組合中央会会長	
県経済農業協同組合連合会代表理事会長	
県森林組合連合会代表理事会長	
県漁業協同組合連合会代表理事会長	
(一社) 県建設業協会会長	
九州電力株式会社宮崎支社長	

通 信 ・ 輸 送 (1 1 名)	
(一社) 県バス協会会長	○
西日本電信電話株式会社宮崎支店支店長	
KDDI 株式会社九州総支社理事九州総支社長	
日本航空株式会社宮崎支店支店長	
全日本空輸株式会社宮崎支店支店長	
株式会社ソラシドエア代表取締役社長	
九州旅客鉄道株式会社宮崎総合鉄道事業部部長	
西日本高速道路株式会社九州支社宮崎高速道路事務所長	
(一社) 県タクシー協会会長	
(一社) 県トラック協会会長	
宮崎カーフェリー株式会社取締役社長	

監 事 (3 名)	
県会計管理者	
県市長会事務局長	
県町村会事務局長	

ス ポ ー ツ (6 3 名)	
(公財) 県体育協会 4 副会長	○
県スポーツ推進審議会会長	○
県スポーツ推進委員協議会会長	○
県レクリエーション協会会長	○
県障がい者スポーツ協会常務理事兼事務局長	○
県障がい者スポーツ指導者協議会会長	
県高等学校野球連盟会長	
県スポーツ少年団本部長	
県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会会長	
県各競技団体 5 1 団体の長	

宿 泊 ・ 衛 生 ・ 観 光 (6 名)	
(公財) 宮崎観光協会会長	○
(公社) 県食品衛生協会会長	
(公社) 県栄養士会会長	
(一社) 全国旅行業協会宮崎県支部会長	
(一社) 日本旅行業協会宮崎県地区委員会委員長	
県ホテル旅館生活衛生同業組合理事長	

医 療 ・ 福 祉 (1 2 名)	
(公社) 県医師会会長	○
(社福) 県社会福祉協議会会長	○
(一社) 県歯科医師会会長	
(一社) 県薬剤師会会長	
(公社) 県看護協会会長	
日本赤十字社宮崎県支部支部長	
(一社) 県身体障害者団体連合会会長	
(一社) 県手をつなぐ育成会会長	
県精神保健福祉連絡協議会会長	
(公財) 県視覚障害者福祉協合理事長	
(社福) 県聴覚障害者協合理事長	
県知的障害者施設協議会会長	

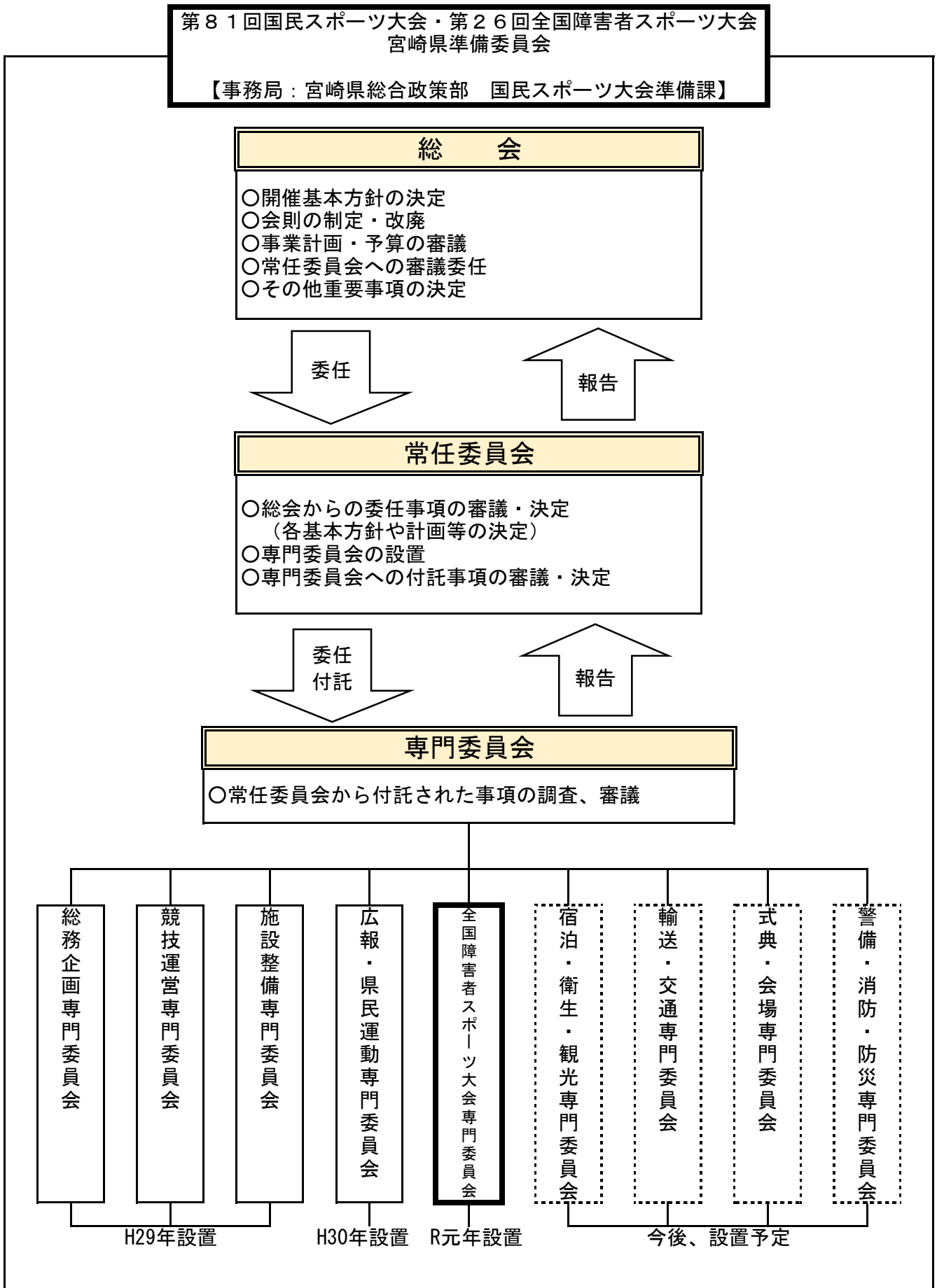
社 会 教 育 (1 3 名)	
県地域婦人連絡協議会会長	○
県 P T A 連合会会長	
県高等学校 P T A 連合会会長	
県幼稚園 P T A 連合会会長	
県私立中学高等学校保護者会連合会会長	
日本ボーイスカウト宮崎連盟理事長	
(一社) ガールスカウト県連盟連盟長	
(公財) 県老人クラブ連合会会長	
(公社) 県青少年育成県民会議事会長	
(一社) 県子ども会育成連絡協議会代表理事会長	
(公社) 県緑化推進機構理事長	
県公民館連合会会長	
(公財) 県国際交流協会会長	

○印は、常任委員 (4 7 名)

計 2 7 3 名

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会
宮崎県準備委員会 構成図

(令和元年7月1日現在)



総会から常任委員会への委任事項

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第 1 2 条第 4 項第 5 号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 大会開催に関する方針（会則第 1 2 条第 4 項第 1 号の方針を除く。）及び計画の策定に関すること
- 2 会場地市町村及び競技施設の選定に関すること
- 3 県と会場地市町村の業務分担及び経費負担区分に関すること
- 4 競技施設等の整備に関すること
- 5 大会実施競技の選定に関すること
- 6 競技の企画及び運営に関すること
- 7 競技役員等の養成及び編成に関すること
- 8 広報及び県民運動に関すること
- 9 宿泊、衛生及び観光に関すること
- 1 0 輸送及び交通に関すること
- 1 1 医療救護、警備、消防及び防災に関すること
- 1 2 式典の企画及び運営に関すること
- 1 3 その他開催準備に関すること

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 宮崎県準備委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会則第14条第3項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 委員長及び副委員長は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第5条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年10月30日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年7月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関すること。 2 会場地選定に関すること。 3 県及び会場地市町村の業務分担に関すること。 4 他の専門委員会に属さない重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関すること。 2 文化プログラムに関すること。 3 他の専門委員会に属さない事項に関すること。
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の基本的事項に関すること。 2 競技運営に係る計画の立案に関すること。 3 競技用具の整備計画の事項に関すること。 4 その他の競技運営に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 競技役員等の養成及び編成に関すること。 3 競技用具整備の推進に関すること。 4 デモンストレーションスポーツに関すること。 5 リハーサル大会に関すること。 6 競技記録に関すること。 7 その他競技運営に関すること。
施設整備専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の基本的事項に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設整備の基本的事項に関すること。 3 情報通信施設の基本的事項に関すること。 4 その他施設に係る重要事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関すること。 2 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関すること。 3 情報通信施設の調査、調整等に関すること。 4 その他施設に係る調査、調整等に関すること。
広報・県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関すること。 2 県民運動の基本的事項に関すること。 3 その他広報及び県民運動に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関すること。 2 県民運動の推進に関すること。 3 愛称・スローガン、マスコット等に関すること。 4 報道機関との調整に関すること。 5 記録映像及び記録写真に関すること。 6 その他広報及び県民運動に関すること。
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障害者スポーツ大会の競技運営に係る計画の立案に関すること。 2 その他全国障害者スポーツ大会に係る重要な事項に関すること。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障害者スポーツ大会の競技運営に係る計画の推進に関すること。 2 その他全国障害者スポーツ大会に関すること（他の専門委員会の委任事項は除く）。

総務企画専門委員会（16名）

分野	所属	職名
市町村関係	宮崎県市長会	事務局長
	宮崎県町村会	参与兼事務局長
スポーツ関係	公益財団法人宮崎県体育協会	専務理事
	宮崎県レクリエーション協会	理事兼事務局長
	宮崎県スポーツ推進委員協議会	副会長
	宮崎県障がい者スポーツ協会	常務理事兼事務局長
学校関係	宮崎県高等学校体育連盟	副会長
	宮崎県中学校体育連盟	副会長
学識経験者	国立大学学校法人宮崎大学地域資源創成学部	教授
産業・経済関係	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会	専務理事
	宮崎県商工会連合会	専務理事
県関係	総合政策部総合政策課	部参事兼課長
	総務部市町村課	課長
	福祉保健部障がい福祉課	課長
	商工観光労働部観光推進課	課長
	教育庁スポーツ振興課	課長

競技運営専門委員会（11名）

分野	所属	職名
スポーツ関係	公益財団法人宮崎県体育協会	事務局次長
	公益財団法人宮崎県体育協会	理事
	公益財団法人宮崎県体育協会	理事
	公益財団法人宮崎県体育協会	理事
	公益財団法人宮崎県体育協会	理事
	公益財団法人宮崎県体育協会	理事
	公益財団法人宮崎県体育協会	理事
学校関係	宮崎県高等学校体育連盟	理事長
	宮崎県中学校体育連盟	理事長
学識経験者	宮崎公立大学	教授
県関係	教育庁スポーツ振興課	課長

施設整備専門委員会（11名）

分野	所属	職名
市町村関係	宮崎県市長会	事務局長
	宮崎県町村会	参与兼事務局長
スポーツ関係	公益財団法人宮崎県体育協会	事務局長
	公益財団法人宮崎県体育協会	理事
	宮崎県障がい者スポーツ協会	常務理事兼事務局長
学校関係	宮崎県高等学校体育連盟	副会長
県関係	総合政策部総合政策課	部参事兼課長
	福祉保健部障がい福祉課	課長
	県土整備部都市計画課	課長
	教育庁財務福利課	課長
	教育庁スポーツ振興課	課長

広報・県民運動専門委員会（24名）

分野	所属	職名
報道	日本放送協会宮崎放送局	放送部長
	株式会社宮崎放送	報道制作局報道部長
	株式会社テレビ宮崎	報道制作局報道部長
	株式会社エフエム宮崎	編成制作部長
	株式会社宮崎日日新聞社	運動部長
	株式会社夕刊デイリー新聞社	宮崎支社長
学識経験者	国立大学法人宮崎大学	教授
産業経済	一般社団法人宮崎県商工会議所連合会	常務理事
	宮崎県商工会連合会	専務理事
	宮崎県農業共同組合中央会	専務理事
市町村	宮崎県市長会	宮崎市企画財政部参事兼秘書課長
	宮崎県町村会	西米良村総務課長
スポーツ関係	公益財団法人宮崎県体育協会	事務局長
医療・福祉	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	事務局長
社会教育	宮崎県地域婦人連絡協議会	副会長
学校関係	宮崎県県立学校長会	副会長
	宮崎県中学校長会	副会長
	宮崎県小学校長会	副会長
	宮崎県私立中学高等学校協会	理事
	宮崎県特別支援学校長会	副会長
県関係	総合政策部秘書広報課広報戦略室	室長
	商工観光労働部観光経済交流局オールみやざき営業課	課長

	教育庁教育政策課	課長
	福祉保健部障がい福祉課	課長

全国障がい者スポーツ大会専門委員会（30名）

分野	所属	職名
スポーツ	公益財団法人宮崎県体育協会	
	宮崎県障がい者スポーツ協会	
	宮崎県障がい者スポーツ指導者協議会	
	一般財団法人宮崎陸上競技協会	
	一般財団法人宮崎県水泳連盟	
	宮崎県アーチェリー協会	
	宮崎県卓球協会	
	宮崎県障害者卓球連盟	
	宮崎県障害者フライングディスク協会	
	宮崎県ボウリング連盟	
	宮崎県ボッチャ協会	
	一般財団法人宮崎県バスケットボール協会	
	宮崎県ソフトボール協会	
	宮崎県バレーボール協会	
	一般財団法人宮崎県サッカー協会	
学校関係	宮崎県特別支援学校長会	
	国立大学法人宮崎大学	
医療・福祉	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会	
	一般社団法人宮崎県身体障害者団体連合会	
	一般社団法人宮崎県手をつなぐ育成会	
	宮崎県精神保健福祉連絡協議会	
	公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉会	
	社会福祉法人宮崎県聴覚障害者協会	
	宮崎県知的障害者施設協議会	
市町村	会場地市町村	
県	国民スポーツ大会準備課	
	障がい福祉課	
	特別支援教育課	
	スポーツ振興課	

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1 基本方針

宮崎県は、温暖な気候や恵まれた自然、快適なスポーツ環境を生かしたスポーツチームのキャンプや合宿を通して、多くの選手や観光客が訪れるなど、スポーツが地域振興の大きな柱となっています。

第 8 1 回国民スポーツ大会及び第 2 6 回全国障害者スポーツ大会は、「スポーツの持つ力と可能性」により、広く県民に元気・勇気・感動を与え、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会を目指します。

この大会の開催を契機として、競技力の向上や地域スポーツの普及・振興を図り、県民の健康増進や生きがいがづくりに取り組むとともに、障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加を進めます。

また、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信するとともに「スポーツランドみやざき」の全県展開など、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進します。

2 実施目標

(1) 「チームみやざき」で創りあげる大会

スポーツを「する」、「みる」、「支える」など、県民がそれぞれの立場で大会に関わり、競技会はもちろん、県民運動や文化プログラム等により、大会の開催機運を盛り上げる県民総参加型の大会を目指します。

(2) スポーツの素晴らしさを体感できる大会

指導者の養成やアスリートの育成など、計画的かつ継続的な競技力の向上を図るとともに、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいがづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指します。

(3) 宮崎県の魅力を全国に発信する大会

神話や伝統文化、豊かな自然や食に加え、充実したスポーツ環境など、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信します。

また、来県する皆様を“おもてなしの心”で温かく迎え、県民とのふれあいや感動の共有による心の絆を深める大会とします。

(4) 「未来のみやざき」づくりを進める大会

大会の開催を契機として、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには「スポーツランドみやざき」の全県展開などに取り組み、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進します。

(5) 共に支え合う社会づくりを進める大会

スポーツを通じた交流の拡大や障がい者が主体的にスポーツに取り組む環境の整備を図ることで、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を推進するとともに、誰もが互いに尊重し、支え合って生きる社会づくりに貢献する大会とします。

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会における会場地は、地方スポーツの普及・振興と地方文化の発展に寄与することを目的とする国民スポーツ大会の趣旨及び第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次のとおり選定する。

- 1 会場地は、県内それぞれの地域に根ざしたスポーツ文化活動の振興を図るため、地域バランスに配慮して、可能な限り県内各地に分散する。
- 2 同一競技は、同一市町村で行うことを原則とするが、2 市町村以上で開催する場合は可能な限り近隣市町村で行う。
- 3 会場地の選定に当たっては、市町村における開催希望、当該希望競技に係る各種競技会の開催実績、開催準備、大会運営、実施競技団体の意向、競技施設の状況、宿泊受入能力、交通の利便性、その他地域振興等を考慮し、総合的に判断する。

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 会場地市町村選定基準

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）における会場地市町村は、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会会場地市町村選定基本方針に基づき、次により選定する。

1 選定の対象

正式競技と特別競技の会場地市町村とする。

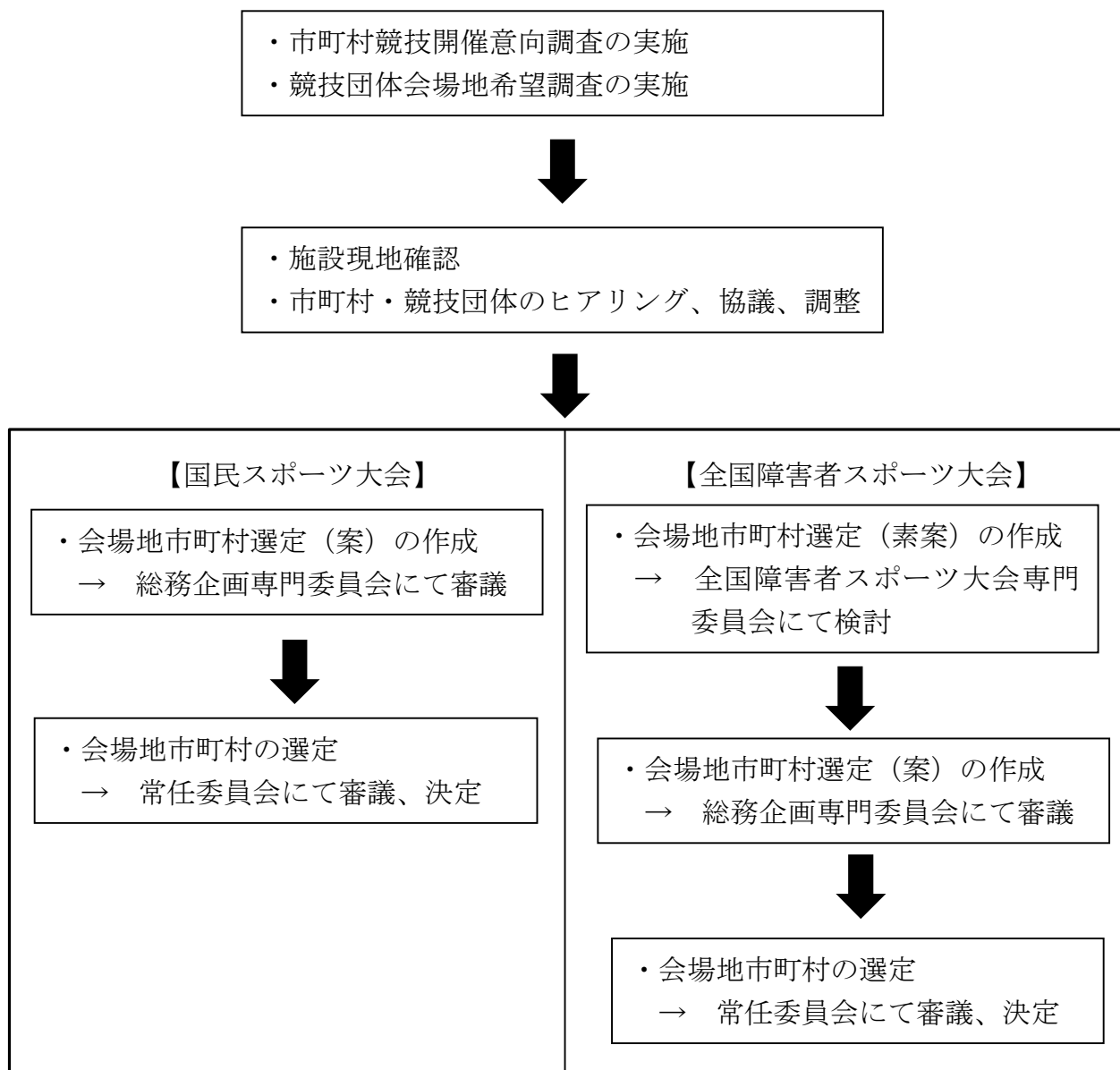
なお、公開競技、デモンストレーションスポーツ、オープン競技については、別途選定する。

2 選定の基準

次の基準により、総合的な判断、評価のもとに選定する。

- (1) 施設所有者の同意を前提として、市町村の開催希望と競技団体の意向が原則として合致していること。
- (2) 同一競技を複数の市町村に分けて実施する場合は、大会運営に支障をきたさないこと。
- (3) 競技施設は、「国民体育大会開催基準要項細則（公益財団法人日本スポーツ協会）」で定める施設基準（以下「施設基準」という。）を踏まえ、施設の新設・改修等に当たっては、大会開催後の地域スポーツ振興への有効的な活用を考慮すること。
なお、施設の状況等によっては、施設基準の弾力的な運用を関係機関に対し要請する。
- (4) 競技役員等の確保、付帯施設（観客席、駐車場、練習会場等）の整備、各種競技会の開催実績、地域住民ボランティアとしての参画など大会運営に必要な環境や体制が十分整えられること。
- (5) 選手・役員の輸送及び交通手段並びに宿舎を確保できること。

[参考] 選定の手続き (概要)



第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）における競技役員等の編成は、大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の基本方針に基づき実施する。

1 基本方針

- (1) 第 8 1 回国民スポーツ大会の競技役員等の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民体育大会開催基準要項」（以下「要項」という。）及び同細則並びに「国民体育大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会宮崎県準備（実行）委員会（以下「宮崎県準備（実行）委員会」という。）が、会場地市町村準備（実行）委員会及び県・中央競技団体と十分協議して行うこととする。
- (2) 第 2 6 回全国障害者スポーツ大会の競技役員等の編成は、宮崎県準備（実行）委員会が、会場地市町村及び競技団体等と十分協議して行うこととする。
- (3) 競技役員等の編成は、1 人 1 競技を原則として、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の人数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行うこととする。
- (4) 競技役員等の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

- (1) 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容は、別表のとおりとする。
- (2) 第 8 1 回国民スポーツ大会の競技役員等の編成案は、会場地市町村準備（実行）委員会が競技団体等と協議の上作成し、宮崎県準備（実行）委員会において決定する。
- (3) 第 2 6 回全国障害者スポーツ大会の競技役員等の編成案は、宮崎県準備（実行）委員会が会場地市町村及び競技団体等と協議の上作成し、決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、重複して競技役員等（監督、コーチ及び選手を含む）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手並びに競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2 競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。

(3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

(4) 開・閉会式及び集団演技関係役員と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

【別表】 競技役員等の種類、定義及び編成方法並びに業務内容

	役職名	定義	編成方法	業務内容
競技会運営 (試合等)	①競技会役員 (国民スポーツ大会のみ)	要項第23 項第2号の 規定に該当 する者	名誉会長、会長、副会長、 顧問、参与、委員長、副委 員長及び委員	—
	②競技役員			総括、総務、運営、 審判、記録、出発、 監察、放送、召集、 掲示、進行、報道、 表彰、救護、得点掲示、 会場、記録送受信、 総合成績計算 等
	審判員	競技の審判 に携わる者	○原則として、県内有資 格者 ○必要に応じて中央及び 近県競技団体関係者を 含める。	
	運営員	競技会の運営 に携わる者 (審判員を除 く。)	○原則として、県競技団 体関係者と会場地市町 村関係者等 ○必要に応じて中央及び 近県競技団体関係者を 含める。	
③競技補助員	競技役員 の業務補助 に携わる者	会場地市町村及び周辺市 町村に在住する当該競技 関係者	競技役員 の業務を補助	
競技会場運営	①競技会係員	宿泊・輸送・ 歓迎・駐車 場等の競技 会を支援す る間接的な 業務に携わ る者	会場地市町村関係者等	総括、総務、接待、 宿泊、輸送、警備、 駐車場、入場券販売、 施設管理、会場美化、 練習会場、会場整理、 プログラム販売、 受付案内、弁当、等
	②競技会補助員	競技会係員 の業務補助 に携わる者	会場地市町村及び周辺市 町村に在住する者	競技会係員 の業務補助

注) 競技役員のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容である。

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針

第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の競技運営に当たる競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の基本方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技運営を図るため、役員の負担軽減を考慮し、1 人 1 競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が重要となることから、各競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場地及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 広報基本方針

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の広報活動は、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、大会の開催意義を広く県民に周知し、その理解を深めることにより、大会への参加意識の高揚を図り、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会を目指すとともに、大会開催と宮崎の魅力を全国に発信するために、次のとおり実施する。

- 1 県・市町村、関係機関・団体及び企業等の多様な主体との連携・協働のもと、各種の広報媒体を計画的かつ効果的に活用し、大会の積極的な広報に努める。
- 2 報道機関との連携や多様なメディアの活用により、大会に関する情報を迅速かつ広域に伝達するとともに、神話や伝統、豊かな自然や食に加え、充実したスポーツ環境など、宮崎の多彩な魅力を全国に発信する。
- 3 大会を象徴し、広く県民に愛されるような愛称・スローガン、マスコット等を制定し、その普及を図ることにより、大会開催の機運を高める。
- 4 大会の記録映像及び記録写真集等を制作し、その感動と興奮を永く記録にとどめ、大会開催の成果を「未来のみやざき」づくりにつなげる。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 広報基本計画

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会（以下「大会」という。）の広報活動については、第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会広報基本方針に基づき、次の広報活動を積極的かつ効果的に推進する。

1 愛称・スローガン等による広報

大会を象徴する愛称・スローガン等を制定し、普及する。

- (1) 愛称・スローガンの制定及び普及
- (2) マスコットの制定及び普及
- (3) イメージソング等の制定及び普及

2 各種広報物による広報

各種広報物の作成や既存の広報誌等を活用した、積極的な広報活動を展開する。

- (1) 広報紙の発行
- (2) ポスター、パンフレット、リーフレット等の作成
- (3) 大会ガイドブック等の作成
- (4) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等の刊行物（広報誌等）の活用
- (5) 広報グッズ等の作成

3 屋外広告物による広報

広告塔や横断幕等を設置して大会開催の広報を実施する。

- (1) 広告塔、歓迎塔等の設置
- (2) のぼり、横断幕、懸垂幕等の設置
- (3) 案内板、カウントダウンボード等の設置

4 多様なメディアによる広報

報道機関との連携及び多様なメディアの活用により、広域的かつ効果的な広報活動の展開を図る。

- (1) 新聞、テレビ、ラジオ等による広報活動の推進
- (2) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等の広報活動の活用
- (3) ホームページやソーシャルメディア等による広報活動の推進

5 イベント等による広報

大会開催までの節目などにおいてイベントを開催するとともに、各種イベントと連携した広報活動を実施する。

- (1) 開催内定イベント、開催決定イベント等の開催
- (2) 県・市町村、関係機関・団体及び企業等において実施する各種イベントにおけるPR活動等の実施

6 映像による広報

PR映像を活用した広報を実施する。

- (1) 広報用映像の制作及びインターネット等での公開
- (2) 前回大会（日本のふるさと宮崎国体）や先催県の大会映像（DVD等）の貸出

7 記録映像等の制作

大会の成果を永く記録にとどめるため、記録映像等を制作する。

- (1) 大会記録映像（DVD等）の制作
- (2) 大会記録写真集の制作

8 参加章等の作成

大会の開催を記念し、参加章や記念章等を作成する。

- (1) 参加章、記念章の作成
- (2) 記念グッズ等の作成

9 その他

その他、広報基本方針に基づき、効果的な広報を実施する。

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 マスコットキャラクター

1 制定目的

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針、広報基本方針および広報基本計画に基づき、大会の広報活動の一つとして、大会を象徴し、広く県民に愛されるようなマスコットキャラクターを制定し、大会開催の機運を高める。

2 第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会マスコットキャラクター

県のシンボルキャラクターである「みやざき犬」を第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会のマスコットキャラクターとする。

「みやざき犬」



3 選定理由

「みやざき犬」は、県のシンボルキャラクターとして2011年に一般公募により選定されたものであり、既に全国的に認知度が高く、県民に定着している。

これまで国体を開催した都道府県においても、既存のマスコットキャラクターを国体のマスコットキャラクターとして活用している例が多く、PR活動に効果をあげている。

4 マスコットキャラクターの大会仕様デザインの作成

大会のマスコットキャラクターであることを表すデザインとするため、特に大会を表す意匠（炬火のトーチ等）をキャラクターに付加するなどのアレンジを行う。

また、各競技等に対応するデザインを必要に応じて作成する。



第 8 1 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・
第 2 6 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会
宮 崎 県 準 備 委 員 会



第 1 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 専 門 委 員 会

【議案】

令和元年 12 月 16 日（月）

宮崎観光ホテル西館 8 階 ブリリアントホール

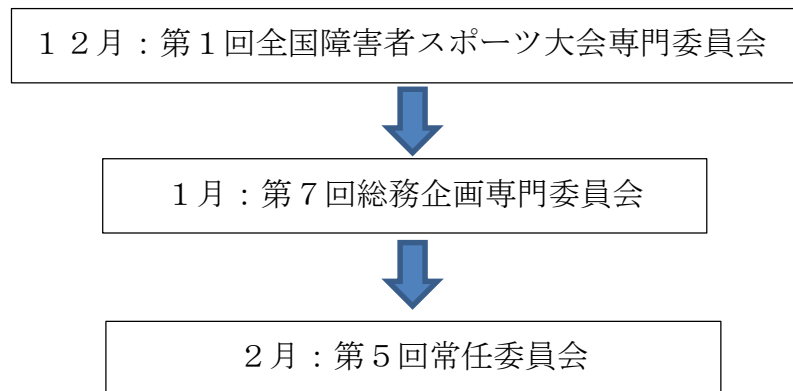
1 議事

「第81回国民スポーツ大会開催準備総合計画」に追加する全国障害者スポーツ大会専門委員会に関する事項（案）

※ 別添とおおり

【参考】

第81回国民スポーツ大会開催準備総合計画の審議スケジュール予定



第81回国民スポーツ大会開催準備総合計画

①	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	逆年	(開催9年前)	(開催8年前)	(開催7年前)	(開催6年前)	(開催5年前)	(開催4年前)	(開催3年前)	(開催2年前)	(開催1年前)	(開催年)
	国体開催県	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県	栃木県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県
②	開催手続	開催内々定			県議会開催決議(R2.2)	開催内定		開催決定・会期決定		国スポリハーサル大会	障スポリハーサル大会
		開催要望書提出 (平成27年4月17日)			中央競技団体 正規視察	開催申請書提出 (文部科学省・日スポ協)		文部科学省・日スポ協 総合視察			
③	組織	準備委員会			国スポ・障スポ準備委員会				実行委員会		
		総会									
		常任委員会	広報・県民運動専門委員会		全国障害者スポーツ大会 専門委員会	宿泊・衛生・観光専門委員会	警備・消防・防災専門委員会				
		総務企画専門委員会				輸送・交通専門委員会					
		競技運営専門委員会				式典・会場専門委員会					
		施設整備専門委員会				募金・協賛推進専門委員会					
	全体計画		開催基本方針等 開催準備総合計画			開催基本構想策定	開催準備総合計画		開催準備総合計画		
	総務企画	会場地選定 経費負担	会場地市町村選定基本方針	正式競技、特別競技、公開競技、 開・閉会式 会場地市町村選定（数次）		開催会場の決定					
			会場地市町村選定基準			デモンストレーションスポーツ会場地市町村選定					
		県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針	県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目								
		文化プログラム 行幸啓関係 総合案内	競技団体及び市町村への意向調査・ヒアリング				文化プログラム基本方針		文化プログラム実施計画・実施要項・募集		文化プログラムの実施
	競技運営	競技運営	競技役員等養成基本計画	競技役員等養成事業							
			競技役員等編成基本方針	公開競技基本方針		記録業務基本方針					
		競技役員等養成基本方針	競技運営基本方針	デモンストレーション スポーツ実施基本方針	デモンストレーションスポーツ実施競技選定	リハーサル大会 開催基準要綱	記録関係業務基本計画	記録関係業務運営要綱	競技役員等編成		
	施設整備	競技・式典 会場 情報通信	競技施設整備基本方針	競技施設基準							
競技施設整備調査			競技施設整備計画								
広報 県民運動	広報	広報基本方針・基本計画									
		愛称、スローガン、マスコットキャラクター、 開催内定イベント									
	県民運動	県民運動基本方針	県民運動基本計画								
全国障害者 スポーツ 大会	競技運営	会場地選定の 進め方			正式競技（会場地選定）	オープン競技（会場地選定）					
		大会に向けた課題の整理									
宿泊 衛生 観光	宿泊	宿泊基本方針			宿泊基本計画						
		宿泊準備の推進（総合配宿計画、広域配宿及び民泊基本計画等）									
	医事・衛生	医事・衛生基本方針			医事・衛生基本計画						
		医療救護要項			医事・衛生対策各種要項						
輸送 交通	輸送・交通	輸送・交通基本方針			輸送・交通基本計画						
		輸送・衛生準備の推進（食品衛生、環境衛生、馬事衛生、防疫対策等）									
式典 会場 警備	式典 会場	式典基本方針			式典基本構想						
		式典準備の推進（式典演技、式典音楽、炬火リレー、リハーサル等）									
消防 防災	警備・消防	警備・消防基本方針・基本計画									
		警備・消防・防災準備の推進（関係機関との協力体制構築、業務指針、マニュアル等の作成など）									
募金・協賛	募金・協賛	国スポ募金・企業協賛 推進・要項基本方針									
		国スポ募金・企業協賛活動の推進									
④ 準備 組織等	市町村	市町村担当者会議				会場地市町村国スポ 準備委員会（随時設置）		会場地市町村国スポ実行委員会			
	競技団体	競技団体担当者会議	競技運営計画・競技役員等養成計画の作成		競技役員等養成の推進						

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

リハーサル大会（障スポ）

- 大会報告書
- 文化プログラムの実施
- 日程最終調整
- 総合案内
- 総監督会議
- 記録本部
- 総合・競技別プログラム
- 情報通信本部
- 全国報道者会議
- 報道本部
- 大会実施本部
- 宿泊本部
- 救護本部・救護所
- 馬事衛生対策本部
- 輸送本部
- 式典本部
- 警備本部
- 消防・防災本部
- 市町村競技会実施本部

第81回国民スポーツ大会開催準備総合計画

①	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	西暦	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
	逆年	(開催9年前)	(開催8年前)	(開催7年前)	(開催6年前)	(開催5年前)	(開催4年前)	(開催3年前)	(開催2年前)	(開催1年前)	(開催年)
	国体開催県	愛媛県	福井県	茨城県	鹿児島県	三重県	栃木県	佐賀県	滋賀県	青森県	宮崎県
②	開催手続	開催内々定			県議会開催決議(R2.2)	開催内定		開催決定・会期決定		国スポリハーサル大会	障スポリハーサル大会
		開催要望書提出 (平成27年4月17日)			中央競技団体 正規視察	開催申請書提出 (文部科学省・日スポ協)		文部科学省・日スポ協 総合視察			
③	組織	準備委員会			国スポ・障スポ準備委員会				実行委員会		
		総会									
		常任委員会	広報・県民運動専門委員会		全国障害者スポーツ大会 専門委員会	宿泊・衛生・観光専門委員会	警備・消防・防災専門委員会				
		総務企画専門委員会				輸送・交通専門委員会					
		競技運営専門委員会				式典・会場専門委員会					
		施設整備専門委員会				募金・協賛推進専門委員会					
	全体計画		開催基本方針等 開催準備総合計画			開催基本構想策定	開催準備総合計画		開催準備総合計画		
	総務企画	会場地選定 経費負担	会場地市町村選定基本方針	正式競技、特別競技、公開競技、 開・閉会式 会場地市町村選定（数次）		開催会場の決定					
			会場地市町村選定基準			デモンストレーションスポーツ会場地市町村選定					
		県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担基本方針	県及び会場地市町村の 業務分担・経費負担細目								
		文化プログラム 行幸啓関係 総合案内			競技団体及び市町村への意向調査・ヒアリング			文化プログラム基本方針		文化プログラム実施計画・実施要項・募集	
	競技運営	競技運営	競技役員等養成基本計画	競技役員等養成事業							競技役員等編成
			競技役員等編成基本方針	公開競技基本方針		記録業務基本方針					
		競技役員等養成基本方針	競技運営基本方針	デモンストレーション スポーツ実施基本方針	デモンストレーションスポーツ実施競技選定	リハーサル大会 開催基準要綱	記録関係業務基本計画	記録関係業務運営要綱		リハーサル大会実施本部	
	施設整備	競技・式典 会場 情報通信	競技施設整備基本方針	競技施設基準							
			競技施設整備調査	競技施設整備計画					県・市町村の競技施設及び式典会場整備の推進		
	広報 県民運動	広報		広報基本方針・基本計画				広報活動の推進（ホームページ、広報誌、ポスター、懸垂幕、横断幕、記録映像等）			
				愛称、スローガン、マスコットキャラクター、 開催内定イベント			開催決定イベント		開催1年前イベント		
県民運動		県民運動基本方針	県民運動基本計画			県民運動の指針（各種媒体の作成及び配布、花いっぱい運動等の実施団体の支援など）		ボランティアの募集・養成			
全国障害者スポーツ大会	競技運営			会場地選定の 進め方	正式競技（会場地選定）	オープン競技（会場地選定）		競技用具整備		大会実施本部	
				大会に向けた課題の整理	競技役員等の養成・ボランティア募集・養成等						
宿泊 衛生 観光	宿泊				宿泊基本方針	宿泊基本計画		宿泊準備の推進（総合配宿計画、広域配宿及び民泊基本計画等）		宿泊本部	
							標準献立作成基本方針	標準献立普及実施要領	標準献立普及講習		
	医事・衛生				医事・衛生基本方針	医事・衛生基本計画	医事・衛生対策各種要項	医療救護要項	医事・衛生準備の推進（食品衛生、環境衛生、馬事衛生、防疫対策等）		救護本部・救護所 馬事衛生対策本部
								全国輸送基礎調査	開・閉会式輸送実施計画		輸送本部
輸送 交通	輸送・交通				輸送・交通基本方針	輸送・交通基本計画	輸送・交通業務指針	全国輸送基礎調査	開・閉会式輸送実施計画		
								全国輸送計画・会場地輸送調整	交通規制計画		
式典 会場 警備	式典 会場				式典基本方針	式典基本構想	式典基本計画	式典準備の推進（式典演技、式典音楽、炬火リレー、リハーサル等）		式典本部	
								会場管理基本方針	会場管理基本計画	会場管理体制の整備	
消防 防災	警備・消防					警備・消防・防災 基本方針・基本計画		警備・消防・防災準備の推進（関係機関との協力体制構築、業務指針、マニュアル等の作成など）		警備本部 消防・防災本部	
募金・協賛	募金・協賛				国スポ募金・企業協賛 推進・要項基本方針			国スポ募金・企業協賛活動の推進			
④ 準備 組織等	市町村	市町村担当者会議					会場地市町村国スポ 準備委員会（随時設置）	会場地市町村国スポ 実行委員会		市町村競技会実施本部	
	競技団体	競技団体担当者会議	競技運営計画・競技役員等養成計画の作成	競技役員等養成の推進							

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会

リハーサル大会（障スポ）

- 大会報告書
- 文化プログラムの実施
- 日程最終調整
- 総合案内
- 総監督会議
- 記録本部
- 総合・競技別プログラム
- 情報通信本部
- 全国報道者会議
- 報道本部
- 大会実施本部
- 宿泊本部
- 救護本部・救護所
- 馬事衛生対策本部
- 輸送本部
- 式典本部
- 警備本部
- 消防・防災本部
- 市町村競技会実施本部

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会 開催基本構想 構成

1 第1章

- ・策定の目的等

2 第2章

- ・国民スポーツ大会とは
- ・全国障害者スポーツ大会とは
- ・国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会のあゆみ
- ・宮崎県における開催の意義

3 第3章

- ・第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本方針

4 第4章

- ・大会の開催準備及び運営に向けた「実施目標」の具体的な取組
 - (1) 「チームみやざき」で創りあげる大会
 - (2) スポーツの素晴らしさを体感できる大会
 - (3) 宮崎県の魅力を全国に発信する大会
 - (4) 「未来のみやざき」づくりを進める大会
 - (5) 共に支え合う社会づくりを進める大会

5 第5章

- ・宮崎県での大会開催を契機としたスポーツを活用した県づくりの展開

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本構想 構成

国民スポーツ大会

全国障害者スポーツ大会

第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会の開催に向けて

- 国民スポーツ大会
- 全国障害者スポーツ大会
- 国スポ・障スポのあゆみ
- 宮崎県における大会開催の意義

基本方針

宮崎県は、温暖な気候や恵まれた自然、快適なスポーツ環境を生かしたスポーツチームのキャンプや合宿を通して、多くの選手や観光客が訪れるなど、スポーツが地域振興の大きな柱となっています。

第81回国民スポーツ大会及び第26回全国障害者スポーツ大会は、「スポーツの持つ力と可能性」により、広く県民に元気・勇気・感動を与え、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会を目指します。

この大会の開催を契機として、競技力の向上や地域スポーツの普及・振興を図り、県民の健康増進や生きがいづくりに取り組むとともに、障がい者に対する理解を深め、障がい者の社会参加を進めます。

また、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信するとともに「スポーツランドみやざき」の全県展開など、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進します。

実施目標 1

「チームみやざき」で創りあげる大会

スポーツを「する」、「みる」、「支える」など、県民がそれぞれの立場で大会に関わり、競技会はもちろん、県民運動や文化プログラム等により、大会の開催機運を盛り上げる県民総参加型の大会を目指します。

実施目標 2

スポーツの素晴らしさを体感できる大会

指導者の養成やアスリートの育成など、計画的かつ継続的な競技力の向上を図るとともに、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指します。

実施目標 3

宮崎県の魅力を全国に発信する大会

神話や伝統文化、豊かな自然や食に加え、充実したスポーツ環境など、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信します。また来県する皆様を“おもてなしの心”で温かく迎え、県民とのふれあいや感動の共有による心の絆を深める大会とします。

実施目標 4

「未来のみやざき」づくりを進める大会

大会の開催を契機として、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには「スポーツランドみやざき」の全県展開などに取り組み、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進します。

実施目標 5

共に支え合う社会づくりを進める大会

スポーツを通じた交流の拡大や障がい者が主体的にスポーツに取り組む環境の整備を図ることで、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を推進するとともに、誰もが互いに尊重し、支え合って生きる社会づくりに貢献する大会とします。

県民総参加型

スポーツの普及・振興

宮崎県の魅力発信

未来のみやざきづくり

共に支え合う社会づくり

「実施目標」の実現に向けた具体的な取組項目

「第81回国民スポーツ大会・第26回全国障害者スポーツ大会開催基本構想」の策定

**第 8 1 回国民スポーツ大会・第 2 6 回全国障害者スポーツ大会
開催基本構想 実施目標取組項目**

＜第 4 章＞

開催基本方針 実施目標	取組項目
<p>1 「チームみやざき」で創りあげる大会</p> <p>スポーツを「する」、「みる」、「支える」など、県民がそれぞれの立場で大会に関わり、競技会はもちろん、県民運動や文化プログラム等により、大会の開催機運を盛り上げる県民総参加型の大会を目指します。</p>	1-① 県民運動の推進
	1-② ボランティア活動等の推進
	1-③ 県内各地での競技会の開催
<p>2 スポーツの素晴らしさを体感できる大会</p> <p>指導者の養成やアスリートの育成など、計画的かつ継続的な競技力の向上を図るとともに、県民一人ひとりがスポーツを通じた健康増進や生きがいをづくりに取り組み、スポーツの喜びや楽しさを享受できる大会を目指します。</p>	2-① 競技力の向上
	2-② スポーツを支える人材の育成
	2-③ 健康増進や生きがいをづくりの推進
<p>3 宮崎県の魅力を全国に発信する大会</p> <p>宮崎県の伝統文化、豊かな自然や食に加え、充実した環境など、本県の多彩な魅力を全国に向けて発信します。 また、来県する皆様を“おもてなしの心”で温かく迎え、県民とのふれあいや感動の共有による心の絆を深める大会とします。</p>	3-① 宮崎県の多彩な魅力の発信
	3-② 来県者等へのおもてなしの推進
	3-③ 大会文化プログラムの展開
<p>4 「未来のみやざき」づくりを進める大会</p> <p>大会の開催を契機として、スポーツの拠点づくりや地域活性化、スポーツ文化の醸成、さらには「スポーツランドみやざき」の全県展開などに取り組み、スポーツを生かした「未来のみやざき」づくりを推進します。</p>	4-① 「スポーツランドみやざき」の拠点づくりの推進
	4-② スポーツを生かした地域の振興
<p>5 共に支え合う社会づくりを進める大会</p> <p>スポーツを通じた交流の拡大や障がい者が主体的にスポーツに取り組む環境の整備を図ることで、障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加を推進するとともに、誰もが互いに尊重し、支え合って生きる社会づくりに貢献する大会とします。</p>	5-① 国民スポーツ大会と全国障害者スポーツ大会の一体的な開催
	5-② 障がい者スポーツの振興
	5-③ バリアフリー等に配慮した大会運営